

第四回国会 人事委員会 議 録 第五号

昭和二十三年十二月九日(木曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 角田 幸吉君

理事 根本龍太郎君 理事 赤松 勇君

理事 館 俊三君

淺利 三朗君

平島 良一君

前田 種男君

最上 英子君

相馬 助治君

出席政府委員

總理府事務官

委員外の出席者

人事院事務

事務局給與部

俸給課長

専門員

安倍 三郎君

十二月九日

委員井出一太郎君、松本淵藏君及び

水野實郎君等につき、その補欠と

して笹森順造君、平川篤雄君及び田

中健吉君が議長の名で委員に選任

された。

本日の会議に付した事件

昭和二十三年十一月以降の政府職員

の俸給等に関する法律案(内閣提出

第七号)

○角田委員長 これより開会いたしま

す。

前会に引続き昭和二十三年十一月以

降の政府職員の俸給等に関する法律案

を議題としてその審査を進めます。

この際、都合によりまして午後一時

から再開いたします。

午後二時三十分開議

○角田委員長 休憩前に引続き会議を

開きます。

三十分まで休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後二時三十分開議

○角田委員長 休憩前に引続き会議を

開きます。

昭和二十三年十一月以降の政府職員

の俸給等に関する法律案を議題として

質疑に移ります。この際政府職員の給

與実施に関する法律を改正する法律

に関する人事院試案について、人事院

の意見課長より説明を求めます。

○意見説明員 私は説明員でございます

が、俸給の件につきまして御説明申

上げます。

まず最初に人事院がこの新しい給與

案を立案するに至りました立案の趣旨

について申し上げたいと存じます。政府

職員は日本国民のかなり大きな部分を

占めておられるのでありますから、政府

職員は一般国民の受けておる待遇より

よい待遇を受けておるべきで、また

それより悪い待遇を受けておるべきで

ないことと存じます。政府職員は

また特権的地位を占めておるべきで

ないし、また公務員たるがゆえに、経済的

に不利な待遇を強いられておるべきで

ないことと存じます。この結果出

て来るこの第一の前提といたしま

しては、政府職員に対する生活水準

は、日本国民の現在の生活水準に照し

て決定されるべきであるということと

ございまして、今日の日本国民の生活水準

が低下いたしておりますことは明ら

かでございますから、給與水準もこ

れに相應いたしまして低くなること

は、またやむを得ないかと存じます。

將來日本の一般経済情勢が改善される

に従いまして、この水準も当然引上げ

られるわけでございます。この向上は

に相違ないことと存じます。次に給與を

きめましますにあたりまして賃金本來の姿

からいたしますならば、社会保障的

な意味を持つております扶養手当、

あるいは勤務地手当、あるいは特殊勤

務手当、こういうものは廃止されまし

て、普通の働きで普通の生活ができる

という賃金がきめられるのが望ましい

ことと存じます。しかしながら異常

なる状態にございしますために、この

扶養手当、あるいは勤務地手当、ある

いは特殊勤務手当、かようなものは今

の段階におきましては修正されるとい

たしませんが、全然廃止すべきではな

いことと存じます。

第三番目は、政府職員の給與と、民

間労働者の給與と、つり合いのとれた

ものでなくてはならないということと

ございまして、一般に申し上げるまでも

なく、民間の私企業におきましては、

生産品の価値に對しまして労力の占む

る割合によりまして、給與が支拂われ

るのが原則でございます。しかしなが

ら政府職員におきましては、生産費要

素と直接的に關係はなく、國民の担税

力にかかつておる次第でございます。

しかし労働市場におけるところの要員

賃給の面から見ますならば、民間私

企業水準とは絶対に無關係ではあり得

ない、かように存じます。必ず常に優

秀なる政府職員を擁護しまして、民主的

かつ能率的な國民全体の奉仕者たるた

めには、民間の給與と競争的に決定し

なければならぬという意味合いでは

なく、民間企業の給與水準が参考とし

て考慮されまして、政府職員が移動心

を起すということのないように、常に

普通の待遇を確保して行くということ

が必要であらうと存ぜられるのであり

ます。以上を要しますに、今日の日

本國民の生活水準が低下いたしてお

ることは明らかでありますから、給與

水準もまたこれに應じて低いことはや

むを得ないと思ひます。しかしながら

政府職員にも、少くとも一般國民並の

食糧及び食糧以外の生活必需品が買

えるだけの、手取り現金を給與として支

給されるべきである、かように考えられ

るのであります。いま一つは民間給與

に十分均衡をとるということとござい

ます。

次に給與案の立案にあたりまして人

事院がとりました方針について申し上げ

ます。一般に御存じの通り、從來の

給與というものは最初に、たとえば二

千九百二十円水準とか、あるいは三

千七百九十一円水準、かように水準を

きめる方式によつて参つたのでありま

すが、人事院はこの方式にはよりま

ず、從來理想案と言われながらも今

日まで実現し得なかつたところの、各

種の給與を一つ／＼信頼し得られる資

料から、科学的に検討分析して得まし

た結論を、一つ／＼積み重ねて行くこ

う方式を採用いたしましたこと。い

ま一つは主観を交えずに、推定を用い

ず、科学的に検討いたしました結果

を、そのまま採用いたしました。その二

点が特に今回の給與案における特徴であ

るかかと存じます。

かような方針のつとめて参るとい

うことになりまして、第一に問題とな

りますのは、信頼し得るところの資料

の選取ということになります。しか

るに人事委員会の見るところによりま

しては、民間給與に関する資料といた

しましては、政府職員に適用すべき適当

なものがないということを知つたので

あります。そこでわれ／＼人事院は、

今年八月初めから約一箇月半にわたり

まして、官廳と民間とに同じような職

務内容と責任を持つておるところの職

種、いわゆるこれをキー・ジョブ、

あるいは手がかり職、かように申して

おるのであります。この職種につい

て、民間と官廳とに、それ／＼最も訓

練された数十人の専門の調査員を

動員いたしまして、今日これが最も確

実な、信頼し得る方法であると言われ

ておりますところの、面談方式によ

りまして、民間給與並びに官廳給與を

新たな観点から求めて参つたのでご

ざいします。

次に生活水準に関する資料といたし

ましては、経済安定本部、厚生省、総

理院統計局、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

種、あるいはまた大蔵省、各

その他の額との比でございますが、それもほとんど符合いたしておるわけでございます。従いまして人事院の案は、まず一般国民並の消費水準は確保されるの筈はなからうか、かように裏づけし得られたと考えております。

なお民間給与とのつり合いにつきましては、先ほど申し上げました通り、常に密接な連繫を保ちつつこの算出をいたしたのでございますから、特に今まで政府職員が民間よりも相当下目に置かれていた。それが初めて民間のところにまで引き上げられるというのでございまして、これによつて民間私企業に与える影響はなからう、かように私も考えておる次第でございます。以上をもつて私の説明を終りたいと存じます。

○相馬委員 今の連見課長の説明を聞いて、根本的なことにたいして、意見その他ありますが、それをやめて、政府委員に聞いても具体的なことは全然わからぬから、課長がここにおられるところで課長にひとつお尋ねします。

今度あなたの方の案が政府案と非常に違ふところは、扶養家族手当を不当に大きく見ているということであり、これに対してはほんとうに能率というものを考えて来れば、むしろこの家族給は本給に織り込むというところの方が、理論的にはどうか知らぬけれども、私たちが目の算式に考えると妥当のように思えるのだが、それについての見解はどうか、これが一つ。

二つには勤務地手当が特給は五％というのが出ておる。甲地が一〇％、乙地、丙地に至つては零ということになつておるが、これでは川一つ隔てす

ごい地域差がここに現われて来るわけですから、これは何としても受けとりがたい。あなたの説明を今聞きますと、特給の中でも三〇％とか、あるいは二〇％というふうな操作をすると言われる。そうなつて来るとこれはまずい、もつて奇怪である。基本的に五〇％というものを特給に認めておるから、六大都市の人は五〇％ももう氣になりなす。今後生活指数を出して来て低いところは下げると言ひましても、具体的にはこれはなか／＼容易なものじやない。それでたとえ教員だとか、全通だとか、鉄道員だとか、山間僻村に勤務している数の多いものは、いきおい君たちの案をもつてすると非常に不得策だということになつて、これはきわめて大都會偏重の案であると私は言わざるを得ない。これに対する見解をひとつ承つておきたい。

それからもう一つは、この基準は政府案と同じように八月ごろの物価指数、O P S等によつて出されておりますが、やはりこれは十一月からくるといふことになる、その間の三月——現に民間企業より安く使われていた全官公廳の連中に、この三月のいづれを具体的に考へてこれに織り込んだか、それともあなたたちの案にすると、その三月のいずれは補給金のようなものでも出すというのか、この点を承りたい。

○連見説明員 お答えいたします。第一の扶養家族手当は多過ぎるのじやないか、こういうお話でございます。なお賃金本来のあり方からするならば、俸給の中に、いわゆる基本給の中に含めるべきではないかというお話でございます。まさにその通りでございます。私も先ほど立案の御説明の中に申

上げたのでございますが、普通の状態でございしますならば、勤務地手当あるいは扶養家族手当、こういうものをすべて基本給の中に含めて、普通の働きて標準家族を養ひ得るに足るだけの賃金を支拂う、これが正しき賃金のあり方であらう、かように思ひます。しかしながら今の日本の状態からいいますならば、残念ながらそういう方途はとれないだらう。そこで修正されたいと思ひます。これは全然廃止すべきではない。やはり扶養家族手当あるいは勤務地手当は存置させることあるいは過渡的措置としてとられなくてはならないだらう、こういうことを考へておる次第であります。こうした過渡的措置をとるといふことになりましたと、今度は給與の個々の面につきましてどこのように操作するかという問題が起きてまいるのでございます。そこでわれ／＼人事院といたしましては、たとえば大蔵省においては四百円あるいは六百円という扶養手当の額をおきめになつております。しからばあの四百円なり六百円の扶養手当をもつて、扶養家族が一体養つて行かれるかという結論が、すぐわれ／＼の頭の中に浮んで参るのであります。もし四百円では少しといふことになれば、その分だけには必ずや基本給の中に織り込まれていなくてはならぬ、こういうことに相ならうと思ひます。そうしますとその基本給の中に扶養家族の多いもおれば少いのおる。少いのは能率給でもないのであればあるいは生活給でもない、えたの知れないものがそこに存在するで

そこへ起きて参るでございしよう。そこで私どもといたしましては、とにかく個々の要素を一つ／＼取上げまして、十分に納得の行き得る矛盾のない賃金をきめよう、こういう考えから進めて参つたのでございます。そうして俸給は本人の勤務に対する報酬である。そうしてその報酬以外のいわゆる生活給的な要素はその中に含まれていない。本人の經常収入によつてとにかく本人だけはまかなつて行こう、こういう考え方があります。従つて家族給というものは別に考へなくてはならぬ。そういたしますれば家族はやはり千二百五十円くらいは小都市においてはおよそ千八百円ないし千九百円くらいはかかるであらう。これが現実の姿ではなからうか、かように考へておる次第であります。

次に勤務地手当の問題でございますが、この問題は実に今まで各政府職員から熾烈なる御要求もございまして、私自身もその方面に関係いたしておつたこともございまして、十分わかるのでございまして、全国的に勤務地手当の率並びに区分をきめるといふことは、統一した資料がない今日においては、残念ながらいかにともしがたい。現在の地域給のきめ方はどうしても自分の地域をよりよくしようという御希望があります。もちろんそのよつて来る原因は、生活自体が逼迫いたしてゐるのによつては、もちろんでございますが、しかし政治的と申しますか、科学的根拠によつた資料であるかどうかという点につきましては、私ども若干疑義をさしはさざるを得ないので

あります。そこで人事院としては、これは私の現在の一案でございますけれども、現在の二十八都市のO P Sから、少くとも各府縣に一律市くらいは標準都市をつくりまして、そうしてその標準都市を基準にいたしまして、各府縣の御協力を得て、また組合その他御協力も得まして、たとえば神奈川縣でございしましたならば、藤澤に対して小田原はどうであるか、あるいは藤澤に対して鎌倉はどうであるか、こういうきめ方によつて調整して参りたい、かように存じておる次第でございます。

それから七月の資料を用いながら十一月から適用したという点についての御質問でございますが、八月においては、現実的に食糧費は相当下つておりまして、相対的に申しまして七月よりも下つております。九月においては七月とあまりかわりはないと存じます。十月においてはあまり差がない。まだ正確な資料を手に入れてないのでございしますが、概算によりましてはあまり差はなからう。さらに十一月の見通しとしては食糧の増配もございしたので、特に七月よりは多くなつておるといふうには私考へておりません。しかしこの操作の問題はやはりシリーズナル・パリエイションの問題も考へなければならぬと思ひます。なお補給金との関連性のお尋ねでございますが、この点につきましては説明員であります私といたしましては、残念ながらお答えできかねると思ひます。

○赤松(男)委員 ちよつとついでに連見さんにお尋ねしておきますが、地域給に関する何か法律案が近く出ますか。地域給をこの法律案で示されてお

三

るのだが、さらに向う一箇年開くらしい、一應これをきぎづけにしておいて、そうして全国の物價調整をやつて、そうして根本的なものをきめて行く、こうしような考え方は、今人事院にあるのですか。

○意見説明員 私知り得る範囲におきましては、そうした企てはないと思ひます。

○赤松(男)委員 大蔵省の給與局あたりではどうですか。あなたは耳にしておりませんか。

○意見説明員 大蔵省の給與局におきましては法四十六号でございますが、それによりまして地域給審議を設けられまして、今日までたしか十数回にわたりまして検討されて参つたと思ひます。そうして現在十四次の指定が行われまして、十五次の指定は各府縣の調査にまかしてやりたい、こういう意向にあるやうに伺つております。なお今回の人事委員会の法案によりまして、もしあの法案通りになるといふことは解消になりまして、人事院でその査定調査をするということに相なつておりますので、人事院におきましては査定調査の方法につきましては、先ほど私の一試案でございますけれども申し上げた次第でございます。

○赤松(男)委員 ただこの際あなたは普通のあれでなくて、ぼくらの陣營の方から出ておられる人なので希望しておきますが、地域給の問題をあまりに平面的に、理論的に考えられると、關係筋のこともありますから、十分政治的に考慮していただきたい、ということをお願いしておきます。

總理府行政管理局の大野木次長に御

質問いたします。昨日の本会議、あるいはまた昨日の本委員会におきまして、岩本國務大臣は非常に重大な発表をしておられる。と申しますのは一般會計から三割、特別會計から三割、それから公園二割、地方公共團體二割、總計約六十万人に近い首切りを行う。行政整理を断行するということを得々と本会議において説明し、さらに本委員会におきましてこれを確認したのでございますが、一体こういうような各般にわたる歴大な行政整理の基礎になる統計資料は、どういふものに基いてそういうような構想が生れたのであるかということ、まずお尋ねしたいと思ひます。

○大野木政府委員 ただいまお尋ねになりました行政整理の点でございますけれども、それは御承知の通り岩本國務大臣の構想でございます。閣議の決定等も経ていないものと承つておるのでございます。従つて私もこの岩本國務大臣が構想を樹立されますに参画いたしました立場から、お答え申し上げます。次第でございますが、この岩本國務大臣の案の基礎となりました数字は、実は予算の定員でございます。その元は大体大蔵省の主計局の数字が元になつておるのでございます。大体におきまして十二月一日の一般會計の予算定員、それから特別會計の予算定員、並びに公園につきましても同様の予算定員を元にしまして計算いたしました次第でございます。

○赤松(男)委員 よくわかりました。ところが岩本國務大臣の本委員会におきます御答弁は、予算人員でなくて実人員を含めたものであるということことを言つております。そういたしましたるとあなたと大臣との間にまきり答弁に食い違いがある。あなたは予算人員と言ひ、これは労働大臣の考え方、先般私の質問した際には、やはり予算人員でもつて血を見ない整理をやるのである。吉田總理もそう言つておつた。岩本國務大臣は選挙を目の前に控えて、ああいうような答弁をされたので、各方面にショックを與へてゐる。あなたには予算人員であつて実人員でないということ、これをさらに確認されますか。

○大野木政府委員 私の申し上げましたのは、基礎になつてゐる数字が予算の定員であるということでございます。それを一應かりに岩本國務大臣の案のように、三割なら三割整理する、ということになりますと、予算定員に対して現在欠員がたゞさんございまして、従つてある数の実人員に觸れて来る、こういうことになるわけであります。

○赤松(男)委員 それは少しおかしいですね。先ほどのあなたの答弁と今の答弁と違ひます。私は先般労働大臣に質問した際には、労働大臣は明瞭に三割という数字を、実人員でなくて予算人員に求めておつた。今あなたにお尋ねいたしますが、たとえば予算人員はこれだけ、実人員はこれだけという詳細な資料があるはずであります。資料なしに天引何万、何十万整理する、というやうなばかなことは言えないで、それをここで一遍発表してください。

○大野木政府委員 大体申し上げますと十二月一日の予算定員は、一般會計の全体でございますが、四十五万一千四百三十人でございます。特別會計が百

二十万一千五百九人、合せて百六十五万二千九百三十九人と相なつております。この一般會計のうちから一應たとえば國會でありますとか、裁判所でありますとか、会計検査院というものは当然除外されますし、警察、消防、檢察、刑務所というやうなものを一應この岩本國務大臣の案では除外して考えられておりますので、それらによつて控除される人員が九万一千七百六十二人と大体推定しております。それでそれを一般會計から差引きましたものが、これはラウンド・ナンバーにいたしておりますが三十五万八千人でございます。それから特別會計のうちから企業特別會計を二割減の対象としたしまして、その数が百十五万二千二百五十一人、それから特別會計の中では三割減の対象となるものが四万九千人、これで三割、二割を引きますと、対象になるものは一般會計で十萬七千四百人、特別會計で二十四万四千九百人、合せて三十五万九千三百九十人、これを三割減の三十五万八千人といたしまして、それが相なりまして、うことに相なります。それからついででございますが、実は実人員はつきりいたしませんので、欠員を一般會計三割減の中では七分三厘と見ております。

○大野木政府委員 今その数字を持つておられますが、これは結局予算人員であつて、実人員は全然この中に含まれていないわけですね。

○大野木政府委員 今その数字を持つておられますが、これは結局予算人員であつて、実人員は全然この中に含まれていないわけですね。

○大野木政府委員 今その数字を持つておられますが、これは結局予算人員であつて、実人員は全然この中に含まれていないわけですね。

○大野木政府委員 今その数字を持つておられますが、これは結局予算人員であつて、実人員は全然この中に含まれていないわけですね。

○大野木政府委員 今その数字を持つておられますが、これは結局予算人員であつて、実人員は全然この中に含まれていないわけですね。

○前田(種)委員 六十二万六千七百七十五名整理しようという全体の数字から欠員を引くと、五十四万四千七十五人という今の説明であつたのですが、五十四万四千七十五人のうちで、予算定員で補充ができていないというのはどれくらいあるのですか。

○大野木政府委員 実はまだ実員がはつきりいたしていませんので、さしあたりきわめておおざっぱな数だけをつかんでおられる程度でありまして、まだそれほど詳細な数はできておりません。

○前田(種)委員 関連して……。先ほど予算定員を中心にして行政整理をやるということでありましたが、赤松委員がさらにつつ込んで、実際に首を切る者が相当あるはずだと質されたところ、あなたはそれを肯定して、それに入つて行くということを言われる限りにおいては、大体六十二万の中欠員がいくら、予算定員がいくら、さらに行政整理でほんとうに首を切る者はどの程度ということが、正確な何人という数字はなくても、大体の数字がそこにあると、そういう説明はできぬはずですか。あなたと大臣の説明が違ふから伺うのですが、それは実際あつても言えぬことがあるのですか。

○大野木政府委員 先ほど申し上げましたように、政府職員として整理されると推定いたしております。数は三十五万五千七百七十五人です。現在ある欠員は先ほど申し上げました通り二万六千三百三十四人と二万四千二百二十五人の、計四万六千五百五十九人と見ています。

○赤松(勇)委員 大野木さんにお伺いしますが、工藤さんにかわつて、岩本さんが事務取扱をやられたのはいつごろですか。

○大野木政府委員 十一月二十二日です。

○赤松(勇)委員 そうするとまだ十四、五日にしかならないわけですね。そこで昨日も私は質問したのだが、一般会計三割、特別会計二割、公團二割、地方公共団体二割という割合で六十万近い人間を四月一日に、行政組織法が実施されるを目ざしてばつさり首を切るのだ。こういうことを言われた。しかし私は十四、五日の間にそういう合理的な、科学的な資料が集まるわけはない、どんなふうにも調査したのだと聞いたところが、これは議論することではできない。見解の相違であるという意味のことを言われたが、たゞいまあなたにお聞きすれば、総理閣の方は各省別のもの、あるいは各公團別のものという詳細な調査はでき上つていない、これは岩本國務相が思いつきで、大体何割くらいやつたらいいのだらうというので、この六十万程度が出たのではない、こういう腹だめであつたのではない、こういう腹だめであつた数字を発表された。こういうよう

○大野木政府委員 岩本國務大臣は御就任の前からもいろいろ研究はしておられたことと存じますが、ただ私どもの数字は、今のところただいま申し上げました程度でございます。また、これはそれと数字の点において詳細にきかぬところまで行つておられない現状でございます。

○赤松(勇)委員 よくわかりました。あなたが出て来ていただいて、初めて吉田内閣の行政整理の実態というものが明白になつたので、あなたに私は非

常に感謝いたします。できればこういうふうなでたらめな数字――あなたはほとんど全然数字を示していない。岩本國務相がはつたり演説をやつて、はつたりをかけただけなんだ。そこで最後に私は念を押しておきます。岩本國務大臣は別といたしまして、行政管理局でも行政整理に関する事務当局案というものが考えられておるかどうか。もし考えられておるとすれば、その構想の内容いかんということをお質問申し上げておきます。

○大野木政府委員 管理職といたしましては、大体岩本國務大臣の御指導によりまして、大体先般岩本國務大臣が御発表になりましたような案を一應持つておる次第でございます。

○高橋(綱)委員 これは赤松君の御質問で趣旨は大体明らかになつておるのですが、私は正直に、率直にお尋ねするのでありますが、何か岩本國務大臣と、それからただいまの次長のお話を聞いておられますと、小学生が算術でもやつておるような話を聞くような感じがしてならない。大行行政整理をやるという考えが起るのには、人員が余つておるからやろうと言われるのか、あるいはまた國家の財源の点でやろうと考へられるのか、あるいはまた現在には人員は余つていないけれども、事務の簡素化その他でもつてそれだけのことをやるのが相当だといふので、整理しようといふことを考へておられるのか。あるいはその他に何か理由があるのか。それらの点をばつきりと説明していただかないとただ現在ある数字の二割はこれだけだと言われるのでは、ほんとうにばか／＼しいほど幼稚なものだと思ふのです。特にまた首切りを

した人の就職なり、あるいは退職金というふうなものについても考へておられない。まつたく子供のやうなことでだとしか思ふないのですが、いまだしはつきりと、國會の政府委員だといふ氣持でもつて、明確にひとつ御答弁願いたいと思ひます。

○相馬委員 大野木さんが今発表されたもので首を切つても、今のよう官制において、日本の行政機構においてやり得る自信があるかどうか。それを高橋さんの質問に附言して聞いておきます。

(発言する者多し)

○角田委員 靜肅に願ひます。

○大野木政府委員 大体この考へる基礎は、ただいまの財政の状況から考へて、政府機關の組織、人員の状況がいささか大き過ぎるのじやないかというところ、従つてまた國民の負担力を越えているのではないかというところ、それからまた政府職員に公正な待遇をいたしまして、官紀を維持するといふために、この際行政整理をいたしまして、行政の財政支出の縮減をはかると同時に、行政の簡素化、迅速化等によつて國民生活を能率化し、明朗化するというのができないか、こういうことを念願いたしておる次第でございます。

○徳田委員 それじや君だめじやないか。ただお上を切るといふのは、どこを切るのかわけがわからない。手を切るのか、足を切るのか、胴を切るのか、わけがわからない。お上を切るといふのはめちやくちやである。もう少し慎重にやらなければいかん。人事委員会から出ておる昭和七年を基準として、毎年々々上つて、昭和二十三年まで上つて来ておる、あの資料がありま

すね。あれは御存じですね。あの資料によりまして、一級官の方が昭和七年を――として、昭和二十三年は六・三幾らくらゐになつておつたと思ひます。六倍以上になつておる。二級官も大体同じである。三級官は一に對して三・幾らくらゐになつていない。三倍しかない。このふくれ方からしていかん上の方がかつて、頭が重くしてしりすまなつておる。雇いからその下は出ておられませんか。幾らかわかりませうけれども、その方はおそろしくしりすまなつておるのではないかと。しりすまなつておるのではありません。は出ししますよ。みつともないからそれを出さぬのだと思ふ。そうすると一級ほんとうに首を切らねばならぬ方をずばりと切つて、ピラミッド型にしなければならぬのが當然である。簡素化するのならばお上からさうである。上の方は判をたくさんつくつて――あなた方、復金が金を貸すのに大体四十三も判をおすという話であります。上の連中はみなたくさん判をこしらえて、判を押しさるゝことばかり考へておる。この判を押すことによつて、相当ややこしいことになつておる、それがみな何々事件であつておるのだが、一体どこを切るのか、その点一体どうす

るか。この行政整理の内容をどうするか、これをひとつ示さなければ、切る切るといつてもそれは無意味だと思ふ。

○大野木政府委員 先ほどから申します通り、この案はまだ全体のわくをやつておる程度でありまして、まだこまかいところまで行つておりません。

○赤松(男)委員 そこで私からちよつとあなたにお尋ねしておきますが、國務大臣は四月一日から行政組織法の実施を目途として、三月までは新規雇入れはストップするという考え方を持つておる。そこで事務当局に、四月一日を目途として人員を整理するような調査なり、あるいは指示なりをしたかどうか、これをお尋ねいたします。

○大野木政府委員 先ほど申し上げます通り、この案はまだ閣議決定等も経ておりませんので、従つてこれに基く指示等はございません。ただ一月一日以降は、法律によらなければ人員の新たな設置、または増員はできないという案を、今国会に提出するつもりで、今準備をいたしております。

○赤松(男)委員 そうしますと、一月一日から新規採用は大体ストップするといふ法律を、この通常議会に出す用意をしておるということですね。そのほかのことについては何ら指示は受けていない。たとへば四月一日以降を目途として大量の首切りをやる。行政整理をやるということの何ら具体的な指示を受けていない。一昨日及び昨日発表したのは、岩本國務相のあくまでそれは一つの構想であつて、岩本個人の構想で、政府の方針ではない。また事務当局として全然あつかり知らない。こういうことなんですね。

○大野木政府委員 そういふ構想に基く研究はするように指示されております。それからただいまの法律案の問題であります。これは定員を増す場合は法律によるということでありまして、その範囲では増員をするわけでございます。それからまたできるだけ今は配属轉換によつて人を賡つて行く、こういう方針であります。

○赤松(男)委員 きのうは、一方において行政整理をやり、こちらに六十万近い犠牲者が出る。それに対しては、たとえば公債でもつてその生活を保障するとか、何とかの方法を講じたいと言つておるのですが、その失業対策——大きく言えば失業対策ですが、その準備とかいふものについては、何ら指示を受けられていないのですか。

○大野木政府委員 それらにつきましましては、この方針が正式に決定いたしましたら、それ／＼の所管によつて研究することになつております。

○赤松(男)委員 大体あなたは研究を命ぜられておると言ふが、その研究はいつごろ完了する予定——つまりなるべくいつごろまでにこれ／＼のものを研究しておけというところの指示があつたはずだ。大体いつごろまでにどの範囲のものを研究しろということなんですか。

○大野木政府委員 大体岩本國務大臣の案に沿ひまして、それをさらに掘り下げる、研究をする……。

○赤松(男)委員 だから大体期間があるでしよう。再来年でも、三年後、五年後でもいいということではないでしよう。大体いつごろなんですか。

○大野木政府委員 別にいつごろまでとしまつておりませんけれども、大体

この目途が三月末までという目途になつておりますので、それに間に合いますようにやる予定でございます。

○赤松(男)委員 そうすると、別に日にちは限つていないとおつしやいまするが、三月末までに大体そういうような研究をやつておけということなんですね。従つて今大臣の手もとには、各公團ごとの具体的な現状、あるいは各省の実態を調査して、その調査に基いて集計された数字が現れておるのでなく、大体こしだめでこれくらいやつたらいのだから。——先ほどあなたは一つの理由として、國家財政の問題と、もう一つ能率化の問題をおつしやつた。大体これだけの問題を理由としてやるのだ、実際は現状で余つておるかどうかわからない。あるいは各省でもつて余つておるかどうが実際はわからないが、國家財政が苦しいから、三割か二割首を切らう。その研究をするという建前なんですね。

○大野木政府委員 三割と申しますのは大体の目途で……。

○赤松(男)委員 その理由は何か。

○大野木政府委員 國家財政、能率化、それから待遇改善でございますね。

○高橋(禎)委員 現在予算定員から見ると若干欠員がある。現在の実務勤務者の中に剰員があるというふうに見えておられるのですか、どうですか。

○大野木政府委員 若干あると思つております。

○徳田委員 今あなたの言うようだと、待遇の改善をするためだといふわけですね。今のわくは本きいわけだから、人員を減らして個人々々の待遇はずつと高くする、こういうわけですね。

ね。今とても食えないということを認めますね。五千三百円じゃとうてい食えないということを政府も認めてゐるのですね。そうでなければ待遇改善をするはずはない。

○大野木政府委員 それは私の所管でございませぬのはつきり申し上げかねますが、とにかく今三千七百円でございませぬから、一般的に見まして待遇をよくしたいと思つております。

○徳田委員 三千七百円から五千三百円にかわるじゃないか。人事院は六千三百円だと言ふ。また六千円も首をど

んどん切つて、それで増すと云ふのだから、六千三百円でも、五千三百円でも、まだ足りないといふことだろ。

それでなければ言えないじゃないか。それが大事なんだ。君は知らないなん

て言ふけれども、君は待遇改善をするためにやると言ふのだから、それは確言していいね。そうでなければかり言つちやだめだよ。

〔わかりやしないんだ「ためだ」と呼ぶ者あり〕

○徳田委員 それじやもういい。

○角田委員長 今日これにて散会、明日午前十時より開会いたします。

午後三時二十六分散会